

平成 26 年 3 月 24 日



学校いじめ防止基本方針

神奈川県立横浜緑園総合高等学校

神奈川県立横浜緑園総合高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

したがって、学校が、「生徒の安全で安心して生活できる居場所」となるよう、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することも無く、いじめが心身に及ぼす影響やその他いじめの問題に関しても生徒自らが考え理解を深め行動できるようなことを旨として、いじめ未然防止等のための教育活動を行う。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努める。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、家庭、地域社会全ての関係者との連携を図りながら、学校全体で未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめ未然防止のための取組み

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ・いじめを決して許さないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、職員間の情報の共有をはかりながら生徒とかかわる時間を多くするように努める。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ①生徒対象いじめアンケート調査 年2回（7月、1月）
 - ②個人面談（教育相談）を通じたクラス担任による生徒からの聴き取り
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行う。
 - ①スクールカウンセラーの活用
 - ②いじめ相談窓口の設置
- ・相談や通報のあった事案は、「生徒いじめ・人権相談窓口（生活支援グループ）」を通して情報共有に努める。
- ・いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の確認をする。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じる。その他、必要に応じて特別な指導をおこなう。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・はやし立てたり同調している生徒や見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させるよう指導する。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性（匿名でも特定できること）、その他のインターネットを通じて発信される情報の特殊性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う。また、関係教科等とも連携を図る。

3 「いじめ等人権侵害防止会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ等人権侵害防止会議」を設置し、年間2回(各期に1回)程度開催します(定例開催)。また、いじめと疑われる相談や通報があった場合には、窓口である生活支援グループが事実確認の上、会議を開催します(緊急開催)。

(1) 「いじめ等人権侵害防止会議」の構成

《定例開催》

管理職、生活支援グループ員(生徒指導および教育相談担当、教育相談コーディネーター)、養護教諭、(スクールカウンセラー) 各年次リーダー

※ その他、内容に応じて柔軟に検討し校長が必要と認めたもの

《緊急開催》

上記「定例開催」の人員構成を基本とし、関係する担任や教科担当者・部活動顧問などを加えた組織を速やかに編成する。

※ その他、内容に応じて柔軟に検討し校長が必要と認めたもの

(2) 活動内容

《定例開催》

- ・いじめ防止等の取組み内容の検討、基本方針・年間計画作成実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応

《緊急開催》

- ・情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定・報告

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ等人権侵害調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手する。

(1) 「いじめ等人権侵害調査委員会」の構成

- ・管理職、生活支援グループ、年次リーダー、養護教諭、（スクールカウンセラー）
専門家

※事案内容により構成員については柔軟に検討し、校長が任命する。

※組織を構成する専門家（第三者）の参加については、教育委員会と検討し構成員を決定する。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価する。

- ・いじめの未然防止の取組みに関すること（予防的取組み）
- ・いじめの早期発見の取組みに関すること（解決的取組み）
- ・いじめの再発防止の取組みに関すること（発展的取組み）